

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成29年3月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
3	53	26	21	6	118	8	235

※上記区分の定義

提言： 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、

意見： 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情： 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望： 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談： 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ： 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他： 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)都営住宅の定期使用制度について

都営住宅を定期使用制度で入居しました。10年という期間限定で入居し、5年以上経ちましたが、子供のことを考えると転居が不安です。このままこの住宅に住み続けるということは出来ないのでしょうか。

(対応)

日頃より、都営住宅の管理運営にご協力いただきありがとうございます。

定期使用住宅は、あらかじめ10年の入居期間が設定されており、10年に限り、ご入居いただける住宅です。そのため、10年を経過した後は住宅を返還していただくことになり、現在の住宅にお住まいいただくことは出来ません。

なお、定期使用住宅におきましても、入居後5年経過すると、再度都営住宅へお申込みいただくことができます。今後も都営住宅でのお住まいを希望されるようであれば、募集にお申込みいただきますようお願い申し上げます。